

令和8年3月30日

「女性活躍推進法」に基づく行動計画

株式会社電洋社

女性社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：正社員に占める女性労働者の割合を20%以上とする。

<対策>

●今後の求人について

求人数については、女性労働者の比率を目標値に近づけるため、事務職全体の求人を行う。(女性4名以上)

目標2：有給休暇取得日数を年12日以上とする。

<対策>

- 令和8年度～ ①四半期毎に個人が有休取得日を計画し提出する。
- ②四半期毎に勤務表から有給休暇取得状況を把握する。